

動物用医薬品等の手続きに係る手数料を納付されるみなさまへ

令和3年10月1日から

納付方法が変わります

現在、動物用医薬品等の手続きに係る手数料は鳥取県収入証紙で納付することとなっていますが、鳥取県収入証紙の販売は令和3年9月30日で終了します。令和3年10月1日からは以下の納付方法が変わります。

令和3年10月1日からの納付方法

- あらかじめ県が配布する納付書で納付
銀行、コンビニで現金による納付

■購入済み証紙の取扱い

令和3年9月30日までに購入済みの証紙は、令和4年3月31日までは、従来どおり手数料の納付に使用できます。

■使用予定がない証紙の払い戻し

令和3年9月30日までに還付請求をしていただくことにより、ご指定の口座に返還します。
※ただし、返還する金額は、証紙額面から手数料3.3%を控除した金額となります。
※手続きの詳細が決まり次第、鳥取県庁ホームページでお知らせします。

<問い合わせ先>

○動物用医薬品等の手続きに係る手数料の納付に関すること

鳥取県畜産振興局畜産課 家畜衛生・防疫対策室 電話：0857-26-7282

鳥取家畜保健衛生所 電話：0857-53-2240

倉吉家畜保健衛生所 電話：0858-26-3341

西部家畜保健衛生所 電話：0859-62-0140

○鳥取県収入証紙に関すること

鳥取県会計管理局会計指導課 電話：0857-26-7437